~流す・ためる・浸み込ませる・安全に避難する~

新川流域総合治水対策協議会

総合治水推進週間 5月15日(日)~21日(土)

進む開発と高まる浸水被害の

抑える働きをしています。 能があり、河川への雨水の流出量を 的にためたり、地下に浸透させる機 山林や田畑などには、雨水を一時

流れ込むようになったため、洪水や われ、河川へ短時間で多くの雨水が 表がコンクリートやアスファルトに覆 浸水被害の危険性が増しています。 しかし、近年では開発が進み、地



浸水被害を防ぐための 総合治水対策

すことが出来ません。そこで、流域 な開発で増加する雨水を安全に流 行っていますが、それだけでは急激 拡げたり、川底を掘るなどの改修を 内に雨をためたり、地下に浸透させ 洪水や浸水を防ぐため、川幅

> す。 む雨水の量を減らすことが必要で る施設を作り、河川に一度に流れ込

や近隣市町とともに対策を行ってい 図ることを「総合治水対策」とい 域内での対策」、洪水や浸水が起こ い、新川流域では、昭和55年から県 などを併せて実施し、被害の防止を ったときの「警戒避難体制の確立 このように、「河川の改修」と「流

法」に基づく取り組み 「特定都市河川浸水被害対策

被害対策法に基づく「特定都市河 成18年に流域を特定都市河川浸水 行っています。 川流域」に指定し、次の取り組みを 合治水対策」を推し進めるため、平 新川流域では、さらに強力に「総

●雨水浸透阻害行為の許可等

留浸透施設の設置が求められます。 許可が必要で、基準に従った雨水貯 させる恐れのある行為)は知事等の [発(土地からの流出|雨水量を増加 田畑などで行う500㎡以上の

②流域水害対策計画の策定

ページをご覧ください。 お、流域水害対策計画は平成19年10 更しました。内容は、総合治水ホーム る計画を策定し、事業を行います。な て、総合的な浸水被害対策を推進す 月に策定し、平成26年10月に1部を変 県と市町、河川と下水道が共同し

3保全調整池の指定

に基づき整備していただいた既設の 防災調整池を保全調整池に指定 し、保全を図ります。 これまでに宅地開発指導要綱等

❹都市洪水想定区域および都市 浸水想定区域の指定

の確保を図ります。 区域を指定し、円滑かつ迅速な避難 河川の氾濫や浸水が想定される

※平成20年6月指定

ご協力ください。 をされる方は、これらの取り組みに 新川流域内にお住まいの方・事業

地域の皆さんへのお願い



内線164

貯留場所の確保

雨水を貯留したり、

透させる施設

2022(令和4)年5月号

とき 7月15日(金)~25日(月

ル展示を行います。

いただくために、写真などのパネ

総合治水を皆さんに理解して

ビジュアルボードフェア

ところスポーツセンター

役場

都市整備課

※休館日を除く

.jp/site/ryuikichisui/

総合治水ホームページ